

鳥取県土木工事共通仕様書等の全面改定に関する説明会

資料 1

◇ 鳥取県土木工事施工管理ハンドブック 全面改定概要	p 1 ~ p 2
◇ 鳥取県土木工事共通仕様書の全面改定の概要について	p 3 ~ p 6
➤ 「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」	p 7 ~ p 24

◇ 鳥取県土木工事施工管理基準の全面改定の概要について
➤ 鳥取県土木工事施工管理基準 新旧対照表
➤ 出来形管理基準 変更箇所一覧表
➤ 品質管理基準 変更箇所一覧表
➤ 写真管理基準 変更箇所一覧表

資料 1

◇ 鳥取県土木工事監督基準の一部改正の概要について	p 25
➤ 別紙3 施工状況把握チェックシート（抜粋）	p 26 ~ p 29
➤ （参考）施工状況把握実施項目一覧表	p 30 ~ p 31
◇ 工事関係様式の一部改正等の概要について	p 32 ~ p 35
➤ （参考）工事打合せ簿 協議の流れ	p 36 ~ p 37

鳥取県土木工事施工管理ハンドブック 全面改定概要

令和2年12月
技術企画課

現 行	改正概要
1 鳥取県土木工事共通仕様書 (H24. 1. 24 全面改定)	<p>【全面改正】最新の国仕様書に準じた見直し 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「共通仕様書」に準じた改正を行うとともに、中国地方整備局制定の「中国地方整備局 運用」を参考に、共通仕様書の県独自部分を「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」としてとりまとめた。 ・工事書類の簡素化を図るため、一部の県独自の基準の見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施工状況把握について、共通仕様書からの記載を削除し監督基準に移行。 ➢ 工事完成図の赤黒対比の廃止 ➢ 工事完成図書から「施工計画書」「工事打合せ簿」「工事履行報告書」を削除し、再度の提出を不要とした。
2 鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項（現行なし）	<p>【新設】地整運用を参考に新たに策定（県独自仕様、地整運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書における県独自基準のうち、追加で記載している項目を特記事項に移行し、あわせて地整運用の一部の基準を追加。 <p>《県独自基準で移行する主な項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能士常駐、・工事材料の使用、・吸出防止材の敷設方法、工事履行報告書の提出期限（新規） 等 <p>《地整運用で追加する主な項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工事関係書類一覧表の追加（地整は工事関係書類作成マニュアル） ➢ 公益占用物件等への事故防止対策 ➢ コンクリート塩化物総量規制の適用除外 ➢ 落橋防止装置工の溶接不良対策 等
3 鳥取県土木工事施工管理基準 (H24. 1. 24 全面改定)	<p>【全面改定】国基準に準じた改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県独自基準の見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 使用材料集計一覧表作成の廃止 ➢ 小型構造物の種類について国交省に準じた構造物への見直し ➢ 出来形管理図表作成の省略を維持の工事から工事成績評定対象外の工事に見直し。 等 ・仕様書と同様に国交省の施工管理基準に準じた改正。
4 鳥取県土木工事監督基準 (H24. 1. 19 一部改正)	<p>【一部改定】段階確認項目の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工状況把握を共通仕様書から土木監督基準への位置づけに見直し、施工状況把握チェックシートを追加 ・段階確認から施工状況把握への一部項目を移行し、国交省に準じた段階確認項目とした。 等
5 鳥取県土木工事監督基準の手引き (H24. 1. 19 全面改定)	
6 工事材料の取扱い (1) 県土整備部リサイクル製品使用基準 (H22. 1. 20) (2) 工事材料使用届及び工事材料使用承諾願の取扱い (H24. 1. 6) (3) アスファルト混合物の使用に係る取扱い (H23. 12. 27) (4) 工事材料使用承諾願の簡素化 (H15. 3. 4) (5) 県土整備部県外製品等使用基準 (H21. 1. 1)	<p>【更新】最新の要領等に更新</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県土整備部リサイクル製品使用基準 (H25. 10. 1) (2) 工事材料使用届及び工事材料使用承諾願の取扱い (H24. 1. 6) (3) アスファルト混合物の使用に係る取扱い (H23. 12. 27) (4) 工事材料使用承諾願の簡素化 (H15. 3. 4) (5) 県土整備部県外製品等使用基準 (H21. 1. 1)
7 工事関係通知集 (1) 工事に関する協議書等取扱要領 (H23. 3. 16) (2) 技能士の常駐の徹底について (H22. 9. 2) (3) 県土整備部自社施工対象工事適正実施要領 (H22. 7. 12) (4) 工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン (H21. 5. 20)	<p>【更新・追加】最新の要領等に更新するとともに(4)以降を追加</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事に関する協議書等取扱要領 (R3. 4. 1 以降適用※別途改正を通知) () 技能士の常駐の徹底について (H22. 9. 2) ⇒ <u>廃止</u> (2) 県土整備部自社施工対象工事適正実施要領 (R2. 4. 1) (3) 工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン ⇒ <u>土木工事設計変更ガイドライン (H30. 3. 7)</u> (4) 工事一時中止に係るガイドライン (H30. 3. 7) (5) 県土整備部建設工事改善指示書発出要領 (H30. 12. 3) (6) 鳥取県電子納品・情報共有ガイドライン (R2. 2. 18) (7) 県土整備部 ICT 活用実施要領 (R2. 5. 12)

現 行	改正概要
<p>8 各種様式集</p> <p>①現場代理人選任(変更)通知書 ②主任技術者等選任(変更)通知書 ③工期延期願、④工事完成(修補完了)通知書、⑤工事出来形部分等確認願 ⑥追加技術者選任(変更)通知書 ⑦工事履行報告書、⑧施工体制台帳、施工体系図、⑨建設工事下請報告書 ⑩工事週報、⑪工事中の事故報告書 ⑬段階確認報告書、段階確認記録書 ⑭施工状況把握報告書、施工状況把握記録書、⑮提示資料チェックリスト</p>	<p>【更新・追加】契約関係と施工関係で様式集を作成※掲載様式は別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議書、段階確認書など県独自様式の一部を国交省様式に統一。 ・共通仕様書の改正に伴う様式の追加。 ・県で様式を定めていなかった様式について、国交省様式に準拠した追加。
<p>9 建設工事の安全対策</p> <p>(1)土木工事安全施工技術指(H21. 3. 31) (2)建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(H5. 1. 12) (3)建設工事に係る労働災害安全衛生法及び建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(要約版) (4)保安設置基準(H18. 3. 31 等) (5)建設工事に伴う騒音対策技術指針(S62. 4)</p>	<p>【更新】最新の要領等に更新</p> <p>(1)土木工事安全施工技術指針(R2. 4. 20 以降適用) (2)建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(R 元. 9. 6 以降適用) (0)建設工事に係る労働災害安全衛生法及び建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(要約版) ⇒ <u>廃止</u> (3)保安設置基準(H18. 3. 31 等) (4)建設工事に伴う騒音対策技術指針(S62. 4)</p>
<p>10 建設副産物対策</p> <p>(1)建設副産物とは (2)建設副産物対策 (3)県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(H22. 9. 13) (4)発生土利用基準について (5)「建設廃棄物処理指針」より(環境省策定)(H22 年度版) (6)建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14. 5. 28)</p>	<p>【更新】最新の要領等に更新</p> <p>(1)建設副産物とは (2)建設副産物対策 (3)県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(R2. 4. 1 以降適用) (4)発生土利用基準について (5)「建設廃棄物処理指針」より(環境省策定)(H22 年度版) (6)建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14. 5. 28)</p>
<p>11 施工要領・測定方法</p> <p>(1)施工標示板設置要領及び官民境界杭設置要領(H 元. 9. 22) (2)舗装面の平坦性測定方法(H19. 6 日本道路協会) (3)セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム試験要領(案)(H13. 4. 20) (4)参考：法勾配及び角度表</p>	<p>【更新】最新の要領等に更新</p> <p>(1)施工標示板設置要領及び官民境界杭設置要領(H 元. 9. 22) (2)舗装面の平坦性測定方法(H31. 3 日本道路協会) (3)セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム試験要領(案)(H13. 4. 20) (4)参考：法勾配及び角度表</p>
<p>12 建設工事請負契約書 (H23. 4. 1 以降契約適用)</p>	<p>【更新】最新版の契約約款に更新 (R2. 10. 1 以降契約適用)</p>
<p>13 鳥取県建設工事検査規定 (H23. 3. 31)</p>	<p>【更新】最新版の検査規定に更新 (H26. 3. 13)</p>
<p>14 鳥取県建設技術センターの利用について</p>	<p>【廃止】</p>

鳥取県土木工事共通仕様書の全面改定の概要について

令和2年12月
技術企画課

1 仕様書の構成の変更（共通仕様書特記事項の策定）

- 現行仕様書は、国交省仕様書を元に県独自仕様を上書きして作成しており、理解はしやすいが、国交省との違いが分かりづらく、国交省に準じた改正も時間がかかる状況。
- このため、国交省が各地方整備局で独自の仕様を『地方整備局 運用』として作成しているのと同様に、県独自部分を『鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項』としてとりまとめ、県独自部分を明確にし、国交省仕様書との統一化を進めるとともに、今後は速やかに共通仕様書の改正を行う。

(1) 鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項

国交省仕様書に県が独自に『追加』している事項を可能な限り特記事項に移行し、『訂正』している事項については従来どおり国交省仕様書を上書き訂正。また、中国地整の運用の一部も県特記事項に追記。

【県独自基準で特記事項に移行する主な項目】

現行の編章	特記事項に移行する項目
第1編 共通編 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督補助員の配置 ● 技能士の常駐（各編記載事項も同様に追加） ⇒ 橋梁下部基礎工を県外の専門業者に発注した場合の、鉄筋技能士の取扱いを追加。 ● 工事履行報告書の提出時期（土日祝日を除く原則5日以内）※新規 ● 排出ガス対策建設機械に自社保有機械の取扱
第2編 材料編 第1章 一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事材料の使用（県通知に基づいた工事材料使用届等の取扱） ・一般材料、レディーミクストコンクリート ・アスファルト混合物
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工	<ul style="list-style-type: none"> ● 吸出し防止材の施工（敷設方向等の配慮）（各編記載事項も同様に移行） ● 水抜孔の施工（材質、設置割合等）（各編記載事項も同様に移行） （石積（張）工にも新規に追加） ● 石積（張）工の伸縮目地の設置基準
第6編 河川編 第3章 樋門・樋管	<ul style="list-style-type: none"> ● 銘板及び標示板の設置、材質
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート打設計画の施工計画書への記載 ● 水平、鉛直打ち継ぎ目処理の方法 ● 側壁工における水抜孔の勾配 ● 砂防堰堤、床固工等の銘板の仕様
第8編 砂防編 第3章 斜面对策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下水排除工における工事中の観測
第10編 道路編 第16章 道路修繕	<ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁床板工におけるアンカーボルト孔のコンクリート削孔

【中国地方整備局の運用に準じて特記事項に追加する項目】

現行の編章	追加事項
第1編 共通編 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事関係書類について、別紙で工事関係書類一覧表を添付 ● 設計変更ガイドラインの遵守 ● 契約変更内容の変更手続きの書面化の徹底 ● デジタル工事写真の黒板情報電子化 ● 施工の安全確保（安全対策の施工計画書への記載等） ● 公益占用物件等への事故防止対策 ・事前調査報告書、接触・切断事故防止対策計画書の提出
第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートの塩化物総量規制の適用除外（小構造物、根固ブロック、等）に県独自で型枠セパを使用する無筋構造物を追加
第3編 土木工事共通編 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ● 出来形数量の算出（地整算出要領による）

現行の編章	追加事項
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤	● 残存型枠の材料、施工の仕様
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部工	● 落橋防止装置工（溶接検査、溶接施工、非破壊検査） ⇒ 特記仕様書の添付を不要とする。

（2）国交省仕様書に準じた構成（編）に変更

国交省仕様書では、第4編港湾工事共通編、第5編空港土木工事共通編としており、県仕様書も国交省の仕様書の構成に合わせて、港湾編の移行し空港編を新設。

編	現行	改正後	参考
第1編～3編	変更なし		
第4編	河川編	港湾工事共通編	現行の港湾編、適用の範囲のみを掲載
第5編	河川海岸編	空港土木工事共通編	適用の範囲のみを掲載
第6編	砂防編	河川編	
第10編	港湾編	道路編	
第11編	—	公園緑地編	

2 国交省仕様書に準じた仕様書の改正

- 国交省仕様書の改正に伴う見直しのほか、受注者が作成する工事書類の削減を図るため県独自基準の一部を国交省に準じて廃止。

（1）県独自基準の廃止

編章節	見直し概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節総則 1-1-1-6 現場代理人 1-1-1-20 工事完成図	● 職種、会社名を記載した腕章の着用を廃止。 ● 設計値と実測値を対比（赤黒対比）した図面を廃止。
第3編 土木工事共通編 第1章総則 第1節総則 3-1-1-1 施工状況把握 3-1-1-7 工事完成図書の納品	● 施工状況把握を仕様書から廃止。監督基準に移行し監督員による確認事項（チェックリストに記録）とし、受注者からの報告を廃止。 ● 工事打合せ簿、施工計画書、工事履行報告書は工事完成図書に含めない。（完成図書としての提出を求めない。）

（2）国仕様書に合わせて追加・見直した仕様

編章節	見直し概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節総則 1-1-1-2 用語の定義 1-1-1-9 工事の下請負 1-1-1-10 施工体制台帳 1-1-1-24 施工管理	● 10 契約図面の追加。 ● <u>27 工事写真にデジタル小黑板使用時の基準を追加。</u> ● 43 準備期間の追加 ● 保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金等による下請契約に係る記述の追加。 ● 3 名札等の着用の追加 ● 5 低入札価格調査の追加 ● 3 標示板の設置について、記載内容の準拠する基準の追加。
第1編 共通編 第2章 土工 第4節道路土工 1-2-4-1 一般的事項 1-2-4-3 路体盛土工 1-2-4-4 路床盛土工	● 3 構造物取付け部の <u>施工方法等の追加</u> ● 12 建設発生土の土質区分の定義の追加 ● 9 狭隘箇所等の締固めについて仕上り厚 20 cm以下を追加 ● <u>7 同上</u>
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第6節運搬・打設 1-3-6-4 打設 1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置 1-3-6-9 養生	● 1 一般的事項に <u>25℃以下の場合に運搬時間 1.5 時間以内の記述を追加。</u> ● 2 沈下ひび割れの防止に、再振動の時期を追加。 ● 2 湿潤状態の保持に、部位に応じた適切な養生方法、使用する

編章節	見直し概要
<p>第7節鉄筋工 1-3-7-1 一般事項 1-3-7-4 組立て</p> <p>1-3-7-5 継手</p> <p>1-3-7-6 圧接</p> <p>第9節暑中コンクリート 1-3-9-2 施工</p>	<p>るセメントや環境温度に応じた養生期間に係る記述の追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2 照査に、打込、締固め空間が確保についての記述の追加。 ● 2 配筋、組立てに、緊結で使用した鉄線等をかぶり内に残してならないことの記述の追加。<u>段取鉄筋等を存置する場合の条件の追加。</u> ● 2 重ね継手に、<u>球状樹脂鉄筋の継手の基準の追加。</u> ● 3 継手位置に、継手が同一断面となる場合の基準の追加。 ● 4 圧接面の清掃に、圧接機械の指定、自動ガス圧接の場合、鉄筋冷間直角切断機を使用した場合の基準の追加。 ● 3 打設時のコンクリート温度に、打設時温度が上限 35℃を超える場合の品質確認の記述を追加。
<p>第2編 材料編 第1章～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート標準示方書等の各種基準の更新に伴う修正。 等
<p>第3編 土木工事共通編 第1章総則</p> <p>第1節総則 3-1-1-7 工事完成図書の納品 3-1-1-9 工事中の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>2 工事完成図（作成範囲、作成方法等）の追加。</u> ● <u>4 架空線等事故防止対策（上空施設の調査と報告）の追加。</u>
<p>第3編 土木工事共通編 第2章一般施工</p> <p>第3節共通的工種 3-2-3-2 材料</p> <p>3-2-3-13 ホーステンション桁 製作</p> <p>3-2-3-14 フレキャストセグメント 主桁組立工</p> <p>3-2-3-23 現場継手工 3-2-3-31 現場塗装工</p> <p>第4節基礎工 3-2-4-4 既成杭工</p> <p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>3-2-4-6 深礎工</p> <p>第6節一般舗装 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>第7節地盤改良工 3-2-7-9 固結工</p> <p>第12節工場製作工(共通) 3-2-12-2 材料 3-2-12-3 桁製作工</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 路側防護柵工の材料に、鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合における防錆、防食処理の仕様を追加。(10-4-8-6 橋梁用防護柵工(2)も同じ) ● 1 コンクリートの施工に、乾燥収縮ひび割れが発生しないように適切な仕上げの記述の追加。 ● 2 ブロック組立て施工に、接着剤の性能確認、試験方法の記述を追加。 ● 3 ボルトの締付けに、締付け機の検定期間を追加。 ● 13 下塗(5)の現場溶接及び隣接部の未塗装範囲の決定方法の変更。(3-2-12-11 工場塗装工 10 下塗(3)も同じ) ● 16 検査について、<u>塗膜厚の測定方法に係る記載の明確化。不合格の場合の再測定方法の記載の明確化。</u>(3-2-12-11 工場塗装工 12 検査(3)も同じ) ● 17 記録について、塗装完了後の橋体に記録する粘着シートの材質を塩ビ系から耐候性に優れたフィルム状に変更。塗装記録表のサイズの変更。 ● 2 既成杭工法に、鋼管ソイルセメント杭工法、回転杭工法を追加。また、プレボーリング杭工法が仕様書の対象に変更。 ● 3 試験杭の施工について、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合の記述の追加。(3-2-4-5 場所打杭工も同じ) ● 11 中掘り杭工法による既設杭工施工について、杭の掘削・沈設速度、施工管理装置の選定に係る仕様の追加。 ● 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手(5)溶接作業の風速の条件について、溶接方法毎の風速の追加。(10)溶接記録等の整備保管について、溶接条件、溶接作業、検査結果等の記述の追加。 ● 9 鉄筋かごの建込みについて、スペーサーの深さ方向が「5m 間隔以下」から「3m 間隔程度」に変更。杭頭部のスペーサーの配置間隔の追加。 ● 11 鉄筋かごの組み立てについて、構造設計上考慮する鉄筋の形状保持のための溶接が禁止。(3-2-4-6 深礎工 6 鉄筋組立ても同じ) ● 13 杭頭の処理について、<u>オルケーシング工法の記述の追加。</u> ● 7 鉄筋の継手について、軸方向鉄筋の継手が機械式継手に変更。 ● 2 下層路盤の材料規格について、鉄鋼スラグの修正 CBR の規格値の追加。(表 3-2-16) ● 6 中層混合処理の仕様の追加。 ● 3 溶接材料(表 3-2-45)について、じん性の同じ鋼材、じん性の異なる鋼材、耐候性鋼の材料区分の追加。 ● 1 製作加工(1)原寸について、原寸図からコンピュータの原寸システム等による確認を基本とした仕様への変更。

編章節	見直し概要
<p>第 15 節擁壁工 (共通) 3-2-15-3 補強土壁工</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 製作加工 (2) 工作について、主部材の切断方法に、プラズマアーク切断法とレーザー切断法の追加。組立後に自由縁となる部材の角の面取りについて、「1~2mm の直線または曲線状」から「半径 2mm 以上の曲面仕上げ」に変更。 ● 1 製作加工 (8) 予熱について、予熱温度の低減 (表 3-2-52) の追加。 ● 1 製作加工 (9) 溶接施工上の注意について、③完全溶込溶接において、原則として裏はつりを行うことの仕様の追加。⑤溶接線内で開先形状が変化する場合の仕様の追加。 ● 1 製作加工 (11) 溶接の検査について、「突合せ溶接継手」から「完全溶込み突合せ溶接継手」に記述を変更。表 3-2-53 非破壊試験検査率の変更。⑥外部傷検査の仕様の追加。 ● 6 盛土縦方向の面状補強材について、施工方法の記載を「設計図書で特に定めのある場合を除き、5 cm 程度の重ね合せ幅を確保する」から「すき間なく、ずれが生じないように施工しなければならない」に変更。 ● 8 補強材隙間の防止について、10 cm 程度以上の隙間が生じる場合の施工方法の仕様の追加。
<p>第 4 編 港湾工事共通編</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国交省の共通仕様書の構成にあわせ、第 10 編港湾編から移行する。
<p>第 5 編 空港土木工事共通編</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記と同様に、国交省仕様書に準拠する空港編を新設する。
<p>第 6 編 河川編 第 3 章樋門・樋管 第 5 節樋門・樋管本体工 6-3-5-6 函渠工</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 コルゲートパイプの布設について、裏込め材の土質の仕様の追加、締固め時の留意事項 (パイプが不均等な外圧等により変形しないよう十分な締固め) の追加。 ● 7 鋼管の布設について、構成部材の現場塗装を行ってはならない気象条件等の追加 (⑤、⑥)。
<p>第 9 編 ダム編 第 1 章コンクリートダム 第 4 節 ダムコンクリート工 9-1-4-10 締固め 9-1-4-11 継目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 コンクリートの締固めについて、締固め機械、方法の仕様の変更。 ● 5 締固め時間の仕様の変更。 ● 4 レイタンス、浮き石の除去について、除去方法を具体的な記述に変更。
<p>第 10 編 道路編 第 1 章道路改良 第 9 節 加幅工 10-1-9-1 一般事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 コンクリート構造物非破壊試験の項目を追加。(現行の橋梁下部と同じ。) ※品質管理で試験を位置づけないため、県では実施しない。
<p>第 10 編 道路編 第 6 章トンネル (NATM) 第 3 節 トンネル掘削工 10-6-3-2 掘削工 第 5 節 覆工 10-6-5-3 覆工コンクリート工</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 8 切羽監視責任者の配置を追加。 ● 3 コンクリートの締固めについて、型枠パイプを使用した確実な締固めの追加。中流道コンクリート使用時の締固め方法の追加。 ● 5 つま型枠の施工について、施工上の注意事項 (防水シートの破損等) の追加。
<p>第 10 編 道路編 第 14 章道路維持 第 18 節トンネル工 10-14-18-3 裏込注入工</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 裏込注入の施工について、覆工コンクリートが薄く注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し新たなひび割れが発生する場合の注入順序の仕様の追加。

「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」

第1条（適用）

この特記事項は、鳥取県県土整備部の実施する土木工事の施工に適用し、鳥取県土木工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条（鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項）

鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-1 適用	3	優先事項	追加 追加	特記事項及び鳥取県土木工事共通仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。 設計図書中に記号で表示された構造物については、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、または鳥取県県土整備部制定「小構造物標準設計図集」により施工するものとする。
1-1-1-2 用語の定義	10	特記仕様書	追加	設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
	27	書面	追加	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
	34	工事関係書類	追加	受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、別紙「工事関係書類一覧表」を参考に作成するものとする。
1-1-1-3 設計図書の照査等		溶接種別の確認等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施すること。なお、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のアドレスを参照すること。 アドレス： http://www.cgr.mlit.go.jp/chisei/pdf/yousetsu.pdf
1-1-1-4 施工計画書	1	一般事項	追-1	準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することが出来るものとする。
			追-2	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・現場環境改善等の実施内容
1-1-1-6 監督員		監督補助員	追-1	受注者は、監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 （1）監督補助員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 （2）監督員から受注者に対する指示又は、通知等を監督補助員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。 （3）監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができるものとする。
		技能士	追-2	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士（型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等）を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し（縮小可）を添付の上、監督員に報告すること。ただし、自社施工監督要領に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
				<p>員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士を従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。</p> <p>また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。</p> <div data-bbox="858 427 1342 768" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">技能士 名札作成図</p>
1-1-1-9 工事の下請負			追加	<p>ならない。</p> <p>名札については以下「技能士 名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <p>(4) 1件 500 万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。</p>
1-1-1-13 調査・試験に 対する協力	4	施工合理化 調査等	追加	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。</p> <p>対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映するための調査である。</p>
		その他調査	追加	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する各種調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>
1-1-1-14 ～ 1-1-1-16		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追加	<p>設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン等について」（平成30年3月7日付通知）によることとする。</p>
1-1-1-15 設計図書の 変更		契約内容の変更手続きの書面化の徹底	追加	<p>工事請負契約書第19条（設計図書の変更）の規定に基づく、設計図書の変更・工期若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から書面による指示又は協議を交わしたもののみを対象とする。これ以外の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>
1-1-1-21 工事完成検査		立会者	追加	<p>受注者は、受注者若しくはその代理人または現場代理人及び主任技術者または監理技術者の立会いのうえ完成検査を受けなければならない。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-24 施工管理	8		追加	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URLhttps://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成27年3月）「2-2 撮影方法」による。</p> <p>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成27年3月）及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成27年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p>
1-1-1-25 履行報告			追加	<p>工事履行報告書の提出時期について</p> <p>受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。</p>
1-1-1-27 工事中の安全確保			追加	<p>施工の安全確保について</p> <p>建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
	16	建設工事における公益 占用物件等 への事故防 止対策	追加	<p>図らなければならない。</p> <p>1) 現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。</p> <p>2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。</p> <p>3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。</p> <p>また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。</p> <p>受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。</p> <p>①「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出</p> <p>受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。</p> <p>また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。</p> <p>なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に提出すること。</p> <p>また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。</p> <p>※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。</p> <p>②公益占用物件所有者との調整</p> <p>受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。</p> <p>また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。</p> <p>ii) 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>iii) 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。</p> <p>iv) 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>③監視員の配置</p> <p>受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。</p> <p>④安全教育の実施</p> <p>受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。</p> <p>⑤点検結果の報告</p> <p>受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。</p>
1-1-1-31 環境対策	6	排出ガス対 策建設機械	追加	<p>自社保有の建設機械を使用する場合において、対象工事において必要となる台数の排出ガス対策型建設機械を受注者が保有していない、または故障等により使用できないとき等は、監督員の承諾を得たうえで、未対策型の建設機械を使用することができるものとする。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-33 交通安全管理		アイドリングストップの実施 交通誘導員の配置	追加 追加	受注者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。 受注者は、自動車専用道路または警備業法（昭和47年法律第117号）により都道府県公安委員会が危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導を行う場合には、その場所ごとに交通誘導員のうち1人以上は1級または2級検定合格警備員を配置しなければならない。

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-3-2 適用すべき 諸基準	2	許容塩化物量	追加	1. コンクリート中の塩化物総量規制 1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする 【1】トンネル覆工コンクリート （鉄筋で補強されたものは除く） 【2】舗装コンクリート （鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く） 【3】消波・根固ブロック 【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物） 【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物
1-3-3 レディーミクス トコンクリート		コンクリートの耐久性向上 施策	追加	1. コンクリート中の塩化物総量規制 1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。 【1】トンネル覆工コンクリート （鉄筋で補強されたものは除く） 【2】舗装コンクリート （鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く） 【3】消波・根固ブロック 【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物） 【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物
1-3-7 鉄筋工		技能士の常駐	追加	次の工事については、鉄筋組み立て時において、鉄筋施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、基礎工など、鉄筋組み立てを含む工種一式を県外の専門業者に発注し、その専門業者が技能士を保有していない場合には、監督員に協議のうえ技能士が常駐しないことを承諾する。 （工種）鉄筋コンクリート構造物 ・函渠工 ・橋台、橋脚 ・床版工 ・擁壁工 ・樋門、樋管 ・水門工 ・その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	鉄筋施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級鉄筋施工技能士の資格を有するものとする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-3-8 型枠・支保		技能士の常駐	追加	次の工事については、型枠設置時において、型枠施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時は対象外とする。 （工種）鉄筋コンクリート構造物 ・函渠工 ・橋台、橋脚 ・床版工 ・擁壁工 ・樋門、樋管 ・水門工 ・その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	型枠施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級型枠施工技能士の資格を有するものとする。

【第2編 材料編 第1章 一般的事項 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
2-1-2 工事材料の品質		工事材料の使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、各号の定めにより事前に監督員の確認又は承諾を得なければならない。 （1）一般材料、レディーミクストコンクリート （ア）J I Sの表示許可を受けた材料を使用する場合は、工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて（県土整備部長通知、平成24年1月16日第201100152778号）（以下「工事材料使用届等の取扱い」という。）により、工事材料使用届（以下「使用届」という。）を監督員に提出しなければならない。 （イ）J I Sの表示許可を受けていない材料を使用する場合は、工事材料使用届等の取扱いにより、工事材料使用承諾願（以下「承諾願」という。）を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、工事材料使用承諾願の簡素化について（県土整備部長通知、平成15年3月4日管第2732号）により、工事材料事前承諾願の承諾を得た一般材料を使用する場合は、「使用材料一覧表」の材料名欄に事前承諾番号を付記することにより、製品カタログ等の提出を省略できるものとする。 （2）アスファルト混合物 （ア）アスファルト混合物の使用に係る取扱い（県土整備部長通知、平成23年12月27日第201100141604号）（以下「アスファルト混合物の取扱い」という。）により、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。 （イ）アスファルト混合物の取扱いにより、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾願を監督員に提出し承諾を得なければならない。

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

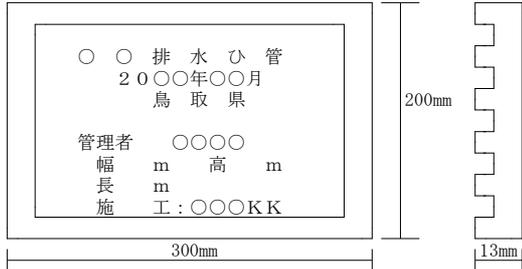
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-1-1-7 数量の算出	2		追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領（案）」によるものとする。

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-2-3-1 一般的事項	13	技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時にさく井技能士を工事現場に常駐させ 、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) さく井（揚水井、地熱井等）の新設、井戸孔内洗浄等 (2) その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	さく井技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級さく井技能士の資格を有するものとする。
3-2-3-18 沈床工		吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
3-2-5-3 コンクリートブロック工		水抜孔の施工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0㎡に1箇所割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-5-5 石積(張)工		伸縮目地の施工	追加	受注者は、伸縮目地の施工にあたり、設計図書に特別の記載が無いかぎり、伸縮目地の間隔は10m以下とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
		水抜孔の施工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0㎡に1箇所割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-17-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ 、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
		技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。

【第6編 河川編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 6-1-9-4 間詰工	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第3章樋門・樋管 6-3-5 銘板及び標示板		銘板及び標示板の設置	追加	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
		標示板の材質	追加	<p>標示板の材質は鋳物用黄銅合金地金(JIS H 2202)を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>
6-3-6-4	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第4章水門				
6-4-7-4	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-4-9-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
一般的事項		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
6-4-9-2	5	品質証明資料の提出	追加	<p>受注者は、アスファルト混合物の取扱いにより、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>アスファルト混合物の取扱いにより、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾願を監督員に提出し承諾を得なければならない。</p>
6-4-13-2		技能士の常駐	追加	つり足場の設置時には、とび技能士が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行うものとする。
橋梁足場工		技能士の資格要件	追加	とび技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級とび技能士の資格を有するものとする。
第5章堰				
6-5-10-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
一般的事項		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
第6章排水機場				
6-6-5-8	7	吸出し防止材	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
ブロック床版工				
第7章床止め・床固め				
6-7-4-6	8	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
本体工				

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
6-7-4-8 水叩工	9	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-7-5-4 本堤工	8	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第8章 河川維持 6-8-12-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を 工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
		技能士の資格要件	追加	
第9章 河川修繕 6-9-8-1 一般的事項		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。

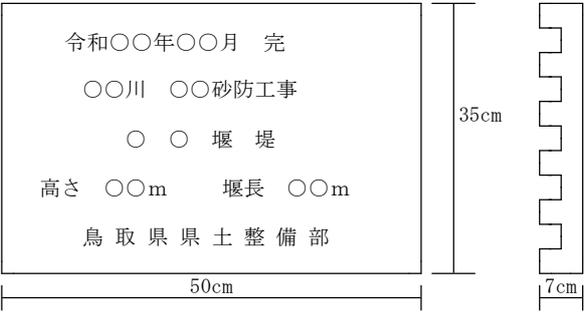
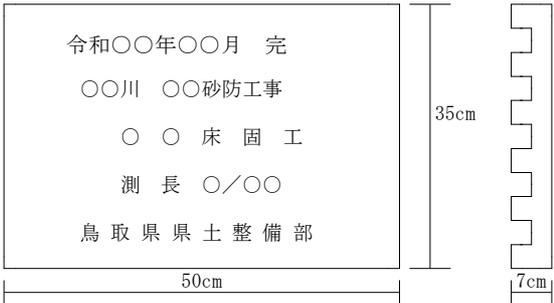
【第7編 河川海岸編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 堤防・護岸 7-1-2		適用すべき諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては、国交省監修「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。

【第8編 砂防編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 砂防堰堤 8-1-8-1 一般的事項		施工計画書	追加	受注者は、コンクリート堰堤本体工、側壁工、副堰堤工のコンクリート打設に当り、1回(1日)のコンクリート設高及び打設量、打設ブロック割り、打継処理等の事項を記した打設計画を施工計画書へ記載しなければならない。
8-1-8-4 コンクリート 堰堤本体工	4	水平打継目の処理	追加	やむを得ずワイヤブラシで表面を削るか、チップング等を行う必要がある場合には、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
		鉛直打継目の処理	追加	受注者は、鉛直打継目の処理については、コンクリートを打ち継ぐ前に、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等を行わなければならない。ただし、伸縮目地部のチップングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新しいコンクリートを打設するものとする。
	12	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
8-1-8-6 コンクリート 側壁工		水抜き孔の勾配	追加	受注者は、コンクリート側壁工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合は、2%程度の勾配で設置しなければならない。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項													
8-1-8-9 コンクリート 堰堤工		残存型枠 (外壁兼用 型) 工	追加	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 残存型枠 (外壁兼用型) 工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</p> <p>(2) 残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠は、下記のとおりとする。</p> <p>①残存型枠 (外壁兼用型) とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。</p> <p>②残存化粧型枠 (外壁兼用型) とは、残存型枠 (外壁兼用型) のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>2. 材料</p> <p>受注者は、残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要部材</td> <td>1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td>品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。</td> <td rowspan="3">公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果</td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施工</p> <p>(1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。</p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</p>	項目	内容	摘要	主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果	一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。
項目	内容	摘要															
主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書															
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果															
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。																
耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。																
8-1-9-1 一般的事項		塗装作業 者 技能士の資格要件	追加 追加														

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
8-1-11-5 銘板工		砂防堰堤の 提銘板	追加	<p>砂防堰堤の銘板工の施工については、設計図書に定めのない限り、下記の規定による。</p> <p>(1) 堤銘板の材質は、御影石（花崗岩）とし、ダム袖下流側法面で、道路等から見やすい位置に設置しなければならない。</p> <p>(2) 堤銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 
		床固工、谷止工、単独床固工の提銘板	追加	<p>床固工、谷止工、単独床固工の堤銘板については、砂防堰堤の提銘板（1）に準ずることとし、堤銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 
第3章 斜面对策 8-3-7-1 一般事項		工事中の観測	追加	<p>施工中、次に掲げる事項を適時観測し、工事記録として記録しなければならない。</p> <p>(1) スライム、排水色、ハンドルショック等により判定された地質変移点、亀裂及び湧水点は、その位置を孔口よりの距離で表わす。</p> <p>(2) 逸水、湧水量</p> <p>(3) 工事記録は順序正しく柱状図に整理して、工事報告に添付しなければならない。</p>

【第9編 ダム編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 コンクリート ダム 9-1-4-2	2	原石採取	追加	<p>(4) 受注者は、原石の採取にあたって、流水及び湧水等がある場合には、設計図書に従い処理しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>
9-1-11-2 コンクリートの 施工		施工計画書	追加	<p>受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。</p>

【第10編 道路編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第2章舗装 10-2-11-1 一般事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を 工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
		技能士の資格要件	追加	
第4章 鋼橋上部 10-4-6-1 一般的事項		塗装作業者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
10-4-8-3 落橋防止装置 工			追加	1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準ずる。 2. 溶接検査 ①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 ②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。 ③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。 ④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。 3. 溶接施工 ①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 ②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。 4. 発注者による非破壊試験検査 発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合がある。 受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。 また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。 なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。 5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第14章 道路維持 10-14-17-1 一般的事項				に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。 また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。
		塗装作業 者	追加	6. 上記1.～5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等(落橋防止装置、変位制限装置)の製作を伴う工事」を対象とする。 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
		技能士の資格要件	追加	
10-14-21-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を 工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木(ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。)が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
第16章 道路修繕 10-16-11-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を 工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木(ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。)が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
		技能士の資格要件	追加	
10-16-19-1 一般事項		アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合	追加	受注者は、アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合、あらかじめ、該当箇所について鉄筋探索器による既設橋台・橋脚の配筋状況を確認のうえ、既存鉄筋を切断することがないように努めるとともに、削孔に先立ち監督員にその配筋状況を報告しなければならない。
10-16-25-1 一般的事項		塗装作業 者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
		技能士の資格要件	追加	

【第11編 公園緑地編 第2章 植栽 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
11-2-3		造園技能士	追加	次の工事については、 施工時に造園技能士を 工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木(ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。)が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
		技能士の資格要件	追加	

工事関係書類一覧表

作成時期	種別	No.	書類名称	工事関係書類	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
						発注者	受注者	提出	提示	監督員	建設総務課		受注者 保管	監督員へ 連絡
工事着手前	契約書	1	工事請負契約書		-		○							
		2	共通仕様書		-		○							
		3	特記仕様書		-		○							
		4	発注図面		-		○							
		5	現場説明書		-		○							
		6	質問回答書		-		○							
		7	工事数量総括表		-		○							
	8	入札書		-		契01	○							
	9	委任状		-		契02	○							
	10	入札辞退届		-		契03	○							
	11	見積書		-		契04	○							
	12	監督員決定(変更)通知		工事請負契約書第9条1項		契05	○							
	13	現場代理人選任(変更)通知書		工事請負契約書第10条2項		契06	○							
	14	主任技術者等選任(変更)通知書		工事請負契約書第10条6項		契07	○							
	15	追加技術者選任(変更)通知書		鳥取県建設工事執行規則第72条の3		契08	○							
	16	請負代金内訳書		工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2		契09(国)	○							
	17	工事工程表		工事請負契約書第3条1項		契10(国)	○							
	18	建退共掛金収納書		建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-41-5		契12(国)	○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
	19	建退共証紙受払簿		建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)		-	○		○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提出を求めるとある。	
	20	工事請負代金前払金請求書		工事請負契約書第34条1項		契14	○							
	その他	21	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-		共通仕様書1-1-1-19-4		施01	○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、施工計画書に含めて提出する。
		22	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-		共通仕様書1-1-1-19-5		施02	○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、施工計画書に含めて提出する。
		23	建設廃棄物処理計画書		鳥取県土木整備部公共工事建設副産物活用実施要領(H14.6.25通知)		施03	○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、施工計画書に含めて提出する。

工事関係書類一覧表

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
					発注者	受注者	提出	建設総務課	監督員	提示		受注者 保管	監督員へ 連絡
工事着手前	その他	24	分別解体等説明書	建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14.5.28通知)	施04	○	○	○	○	○	○	設計図書で明示された、図面、分別解体等の計画などに基つき作成し提出する。	
		25	事前調査結果報告書	共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	施06(国)	○	○	○	○	○	○	契約書に定める工事始期日以降30日以内に提出	
		26	接触・切断等事故防止対策計画書(施工計画時)	共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	施07(国)	○	○	○	○	○	○	当該工種の着手日の7日前までに提出	
		27	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○	○	○	○	○	○	工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には変更施工計画書の提出は不要。	
		28	設計図書の確認確認資料(契約書18条に該当する事実があった場合)	-	○	○	○	○	○	○	○	契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
		29	設計図書の確認確認資料(契約書18条に該当する事実がない場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○	○	○	○	○	○	○	契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
		30	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
		31	工事測量結果(設計図書との照合)	共通仕様書1-1-1-38-2	○	○	○	○	○	○	○	○	設計図書と差異があった場合のみ提出する。
		32	工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と一致)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	設計図書と一致している場合は提示とする。
		33	施工体制台帳	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
		34	再下請通知書	共通仕様書1-1-1-10-2 ・平成27年度以降の本県発注工事に係る施工体制台帳等の様式について(H27.3.10通知)	施09	○	○	○	○	○	○	○	
		35	施工体系図【工事作業所災害防止協議会兼施工体系図】	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
		施工中	3 施工状況	36	自社施工体制(変更)通知書	鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(H21.6.3通知)	施29	○	○	○	○	○	○
37	報告(技能士の配置)			共通仕様書特記事項1-1-1-6追	-	○	○	○	○	○	○	共通仕様書特記事項で配置を義務づけている技能士を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載し、作業前日まで、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士台格証と顔写真の写しを添付のうえ、監督員に報告する。	
38	工事打合せ簿(指示)			共通仕様書1-1-1-2-16	施13(国)	○	○	○	○	○	○		
39	工事打合せ簿(協議)			共通仕様書1-1-1-2-18	施13(国)	○	○	○	○	○	○		
40	工事打合せ簿(承諾)			共通仕様書1-1-1-2-17	施13(国)	○	○	○	○	○	○		
41	工事打合せ簿(提出)			共通仕様書1-1-1-2-19	施13(国)	○	○	○	○	○	○		
42	工事打合せ簿(報告)			共通仕様書1-1-1-2-21	施13(国)	○	○	○	○	○	○		
43	工事打合せ簿(通知)			共通仕様書1-1-1-2-22	施13(国)	○	○	○	○	○	○		

工事関係書類一覽表

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け			備考							
		書類名称	書類作成の根拠	様式No. (ファイル番号)	発注者	受注者	提出	提示		その他						
施工中	3 施工状況 工事書類						監督員	建設総務課	監督員へ 監督員へ	監督員から請求があった場合は提出する。 監督員から請求があった場合は提出する。						
							監督員	建設総務課	監督員へ 監督員へ	許可後の資料については提示とす。 ただし、監督員から請求があった場合は提出する。 監督員から請求があった場合は提出する。						
							44	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-36-3	-	○	○				
							45	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36	-	○	○				
							46	工事材料使用届	共通仕様書特記事項2-1-2追	施14	○	○				
							47	工事材料使用承諾願	共通仕様書特記事項2-1-2追	施16	○	○				
							48	アスファルト混合物使用届	共通仕様書特記事項2-1-2追	施18	○	○				
							49	材料納入伝票(工事に使用した材料の品質を証明する資料)	共通仕様書2-1-2-1	-	○	○				設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合は提示する。
							50	段階確認書	共通仕様書3-1-1-5-6	施19(国)	○	○				・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。ただし、工事完成後に不可視となる部分の省略は出来ない。
							51	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-5-1	施21(国)	○	○				
							52	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	施22(国)	○	○			○	現場上の工事を行う場合は提出とし、その他は口頭、アラジミ、電子メールなどにより連絡する。
							53	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-10	-	○	○				実施した内容について提示する。
							54	安全日誌	共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	施参考2	○	○				その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録する。提出の必要なし。
							55	巡回点検表	共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	-	○	○				その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録する。提出の必要なし。
							56	事故等速報	共通仕様書1-1-1-30	-	○	○			○	事故が発生した場合、直ちに連絡する。
							57	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	施24	○	○				監督員から請求があった資料を提出する。
							58	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	施25	○	○				工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
							59	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	施26(国)	○	○				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
							60	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-6-2	-	○	○				工事数量の計算等に当たっては、土木工事数量算出要領(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係る部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要。 監督員から請求があった場合は提示、工事完成時まで提出する。
							61	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	施27(国)	○	○				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
							62	材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-	○	○				提出は、設計図書で指定した材料がある場合。

工事関係書類一覧表

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	様式No. (ファイル番号)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考		
						発注者	受注者	提出	提示	監督員	建設総務課		監督員へ 監督員へ 連絡	その他
施工中	中間前払金	63	中間前払金認定請求書	工事請負契約書第34条3項	契18		○							
		64	中間前払金認定請求書	工事請負契約書第34条4項	契19		○							
	65	中間前払金請求書	工事請負契約書第34条3項	契17			○							
	66	工事出来形部分等確認願	工事請負契約書第37条	契38			○							
	67	工事出来形部分等確認通知書	工事請負契約書第37条	契37			○							
	68	工事請負代金部分払請求書	工事請負契約書第37条	契15			○							
	69	修補請求	共通仕様書1-1-1-21-5 共通仕様書1-1-1-22-4	-			○							
	70	工事完成(修補完了)通知書	工事請負契約書第31条1項	-			○							
	71	部分使用協議書	工事請負契約書第33条1項 共通仕様書1-1-1-23	契20(国)			○							
	72	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項 共通仕様書1-1-1-23	契20(国)			○							部分使用がある場合に提出する。
	73	工期延期届	工事請負契約書第21条 共通仕様書1-1-1-16	契21			○							
	74	工事請負契約書第23条 について(協議)	工事請負契約書第23条 共通仕様書1-1-1-16	施13(国)			○							工期の延長を請求する場合に提出する。
	75	工事に係る買金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	工事請負契約書第25条	契22			○							
	76	工事に係る買金又は物価変動に基づく請負代金額の変更による協議日について	工事請負契約書第25条	契22			○							
77	工事に係る買金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について	工事請負契約書第25条	契22			○								
78	工事に係る買金又は物価変動に基づく請負代金額の変更による損害の通知について	工事請負契約書第25条	契22			○								
79	天災その他の不可抗力による損害の通知について	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契23(国)			○								
80	天災その他の不可抗力による損害の通知について(被災内訳)	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契24(国)			○								
81	天災その他の不可抗力による損害の認定について	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契25(国)			○								
82	天災その他の不可抗力による損害額の協議について	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契26(国)			○								
83	天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契27(国)			○								
84	天災その他の不可抗力による損害額の請求	工事請負契約書第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	契28(国)			○								

工事関係書類一覧表

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				備考				
					発注者	受注者	監督員	建設総務課	提示	受注者 監督員へ 監督員へ 連絡		その他			
施工中	契約関係書類	支給材料・貸与品	支給品引渡書	工事請負契約書第15条1項	契29(国)	○						支給品を支給する場合に通知する。			
														支給品を受領した場合に提出する。	
															支給品を精算した場合に提出する。
															建設機械の貸与がある場合に提出する。
															建設機械の貸与がある場合に提出する。
															建設機械の貸与がある場合に提出する。
															現場発成品品調査
															中間検査前に提出する。
															産業廃棄物を撤出した場合に提示する。
工事完成時	契約関係書類	その他	工事完成(修補完了)通知書	契36	○										
工事完成後	その他	再資源利用等報告書	再資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	契01	○							該当する建設資材を搬入した場合に提出する。			
													該当する建設資材を搬出した場合に提出する。		

※本一覧表は、鳥取県土木工事共通仕様書、鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に記載のある、基本的な提出、提示書類をまとめたものである。

鳥取県県土整備部土木工事監督基準の一部改正の概要について

令和2年12月
技術企画課

1 監督員（発注者）による施工状況把握の実施

- 国交省の仕様書に準じ共通仕様書から施工状況把握を廃止するため、今後は土木工事監督基準に基づき現場立会による施工状況の把握を監督員が主体となり受注者と協力しながら実施する。このため、従来は仕様書に位置づけられ受注者により施工状況把握を実施し、記録をとりまとめ発注者に報告していたが、今後は監督員により施工状況把握の結果を記録する。
- 施工状況把握の記録は、土木工事監督基準に新たに設けた別紙3「施工状況把握チェックシート」に記録し、総括監督員にその都度報告するとともに工事完成時に提出する。
- なお、監督員は工事着手までに別表2「施工状況把握一覧表」を活用し、受注者に実施項目を指示するとともに、受注者に事前に監督員に立会依頼を行うことを指示する。

【土木工事監督基準の改正箇所】

現行	改正後
第6条（監督の実施） 2. 施工状況の確認等 （7）工事施工状況の把握 主要な工種について別表2に基づき適宜臨場等により施工状況を把握する。 2 別表2のうち現場点検は、一般監督員に、主任監督員又は総括監督員を加えた2名で立会する。 ※別表2：施工状況把握一覧	第6条（監督の実施） 2. 施工状況の確認等 （7）工事施工状況の把握 一般監督員又は主任監督員は、主要な工種について別表2に基づき適宜臨場等により施工状況を把握し、別紙3に記録のうえ、総括監督員にその都度報告し完成時に提出する。 2 別表2のうち現場点検は、一般監督員に、主任監督員又は総括監督員を加えた2名で立会する。 3 監督員は、工事着手までに施工状況把握の実施項目と、受注者は監督員に立会依頼を行うことを受注者に指示する。なお、工事内容の変更に伴い、実施項目を変更する場合には、別途受注者に指示する。 ※別紙3：施工状況把握チェックシート

2 段階確認から施工状況把握への一部項目の移行

- 国交省の段階確認項目に合わせ、県独自の項目は施工状況把握に移行。

【施工状況把握に移行する項目】

種別	細別	把握項目
工事測量		工事用測量標、工事用引照点、測量標、用地境界、中心線等
用地境界、測量標		用地境界、測量標、工事用測量標、工事用引照点、中心線等
共通の工種	道路改良	幅 W ₁ 、W ₂ 、W ₃ 、中心線、基準高
	護岸工、流路工	幅 W ₁ 、W ₂
重要構造物	砂防堰堤の場合は右記を追加	打継目処理状況
橋梁耐震補強工	落橋防止装置工	削孔長、アンカーボルト定着長
抑止アンカー工（グラウンドアンカー）		定着地盤、削孔深さ、せん孔方向、使用材料、フロー値、加圧力、緊張力、定着力
コンクリート舗装補修工		使用材料、使用量
植栽維持工		使用材料
地下水位低下工	ウェル*イント、ティープウェル	土質、地下水位、透水係数、湧水量等
光ケーブル配管工	配管工	使用材料、接続状況
県土整備部自社施工対象工事適正実施要領の対象工事		左記実施要領による。

3 重点監督工事の対象工事の一部削除

- 以下の項目を、重点監督工事の対象から削除。

【削除する項目】

ウ その他

- ・ 防災幹線道路ネットワーク上の橋梁工事及び橋梁修繕工事

（防災幹線道路ネットワークは「鳥取県地域防災計画（鳥取県防災会議作成）」で指定されたルート）

種別・細別		確認時期	確認頻度	【確認項目】チェック項目・留意事項	チェック内容		備考	
4. オープンカーン基礎工 ニューオープンカーン基礎工 深礎工	コンクリート打設時	4. オープンカーン基礎工 一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット	【品質規格】 品質管理項目のうち、施工時に実施する試験(塩化物総量規制、単位水量測定、スランプ試験、空気量測定)について、品質管理の規格値を満足していることが確認出来る。	一般(主任監理員 (日付・チェック))	/	□	/	□
				確認箇所				
5. 場所打杭工 6. 重要構造物 (土木工事監修基準別紙2のうち橋梁上部工、トンネル、ダムを除く) 7. 床版工 8. コンクリート上部工 ホストランポン板製作工 フレキシブルセグメント主桁組立工 P.C.ホロースラフ製作工 P.C.版桁製作工 P.C.箱桁製作工 P.C.片持箱桁製作工 P.C.押出し箱桁製作工 床版・機組工	コンクリート打設時	5. 場所打杭工 一般:1回/10本 重点:1回/5本 6. 重要構造物 一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット 7. 床版工 一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット 8. コンクリート上部工 一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット	【天候・気温】 コンクリートの打込みを日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施していることが確認できる。 《暑中コンクリートの場合》 日平均気温が5℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリート温度は35℃以下であることが確認できる。 《寒中コンクリートの場合》 日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリート温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5~20℃の範囲に保っていることが確認できる。	一般(主任監理員 (日付・チェック))	/	□	/	□
				確認箇所				
	コンクリート打設時		【運搬時間・打設方法】 縛り落してから打ち終わるまでの時間が、外気温が25℃を超える場合で1.5時間以内、25℃以下の場合で2時間以内となっていることが確認できる。 ※運搬時間は、生コン車の伝票により確認する。	総括監理員 (日付・チェック)	/	□	/	□
				確認箇所				
	コンクリート打設時		【打設方法】打設計画書の作成・打設高さ コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき打設作業を行っていることが確認できる。 また、シュート、ポンプ配管、ノックアウト、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下となっていることが確認できる。	一般(主任監理員 (日付・チェック))	/	□	/	□
				確認箇所				
				総括監理員 (日付・チェック)	/	□	/	□
				一般(主任監理員 (日付・チェック))	/	□	/	□
				確認箇所				
				コメント				
				総括監理員 (日付・チェック)	/	□	/	□
				一般(主任監理員 (日付・チェック))	/	□	/	□
				確認箇所				
				コメント				
				総括監理員 (日付・チェック)	/	□	/	□

種別・細別	確認時期	確認頻度	【確認項目】チェック項目・留意事項	チェック内容	備考
4. オープンカーブ基礎工 ニューチャージャー基礎工 基礎工 5. 場所打杭工 6. 重要構造物 (土木工事監修基準別紙2 のうち橋梁上部工、トンネ ル、ダムを除く) 7. 床版工 8. コンクリート上層工 ホースランゴブ桁製作工 フレキシブルセグメント主桁組立 工 PCホロースラ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC射出し箱桁製作工 床版・橋組工	コンクリート打設 時	4. オープンカーブ基礎 構造物 一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット 5. 場所打杭工 一般:1回/10本 重点:1回/5本 6. 重要構造物 構造物 一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット 7. 床版工 構造物 一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット 8. コンクリート上層工 一般:1回/1ロット 重点:1回/1ロット	【打設方法】 コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように 打設し、ハイプレーター間隔50cm以下、1箇所あたりの振動時間5 ～15秒程度で速やかにコンクリートを締め固めていることが確認 できる。 【打設方法】締め固め状況 コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、ハイプレーターを 下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体とな るように入念に締め固めていることが確認できる。	一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □ 確認箇所 コメント 一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □ 確認箇所 コメント 一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □ 確認箇所 コメント 一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □	
6-2. 重要構造物(砂防堰 堤)	打継目処理完 了時	前工事とのコン クリート打継目上 1回以上/工事	【打継目処理状況】 打継目の処理について、コンクリート表面のレイタスや繰んだ 骨材粒などを完全に取り除き、粗骨材粒を露出させているか、十 分に吸水させているかを確認する。 また、必要がある場合は、高圧水、ワイヤブラシ等により、表面を 粗にしているかを確認する。	一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □ 確認箇所 コメント 一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □ 確認箇所 コメント 一般主任監理員 (日付・チェック) / □ / □	

(参考様式)

施工状況把握実施項目一覧表

工事名: 国道●●●号(●●道路)道路改良工事(●●工区)

一般・重点: 一般 監督工事

No	種別	細別	把握時期	把握項目	把握の頻度	実施項目	実施予定	備考 (工事数量・対象構造物等)
1	工事測量		着工前、及び着工後に設置したものはその都度	工事用測量標、工事用照点、測量標、用地境界、中心線等	1回/1工事	○	1回	
2	用地境界、測量標		工事完成時	用地境界、測量標、工事用測量標、工事用照点、中心線等	1回/1工事(用地境界の場合は10%、最低2箇所)	○	1回	
3	共通の工種	道路改良	施工完了時	幅 W1、W2、W3 中心線、基準高	一般:10%(延長200m以下の場合は2箇所)、重点:30%	○	2箇所	施工延長 120m
		護岸工 流路工	施工完了時	幅 W1、W2	一般:10%(延長200m以下の場合は2箇所) 重点:30%		箇所	
4	オープンケトン基礎工 ニューマックケトン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設方法、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1口		回	
5	場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設方法、天候、気温	一般:1回/10本 重点:1回/5本		回	
6	重要構造物 (別紙2のうち橋梁上部工、トンネル、ダムを除く)		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設方法、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1口	○	1回	橋梁下部工 1基
		砂防堰堤の場合は 右記を追加	打継目処理完了時	打継目処理状況	前回工事とのコンクリート打継目+1回以上/1工事		回	
7	床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設方法、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1口		回	
8	コンクリート上部工 ホストテンション桁製作工 プレキャストセグメント主桁組立工 PCホースラフ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		コンクリート打設時(工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設方法、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1口		回	
		落橋防止装置工	削孔後	削孔長	一般:30% 重点:60%		箇所	
9	橋梁耐震補強工	落橋防止装置工	定着後	アンカーボルト定着長			箇所	
10	トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般:1回/支保工変更毎 重点:1回/支保工変更毎。ただし、最低10支保工毎。		回	
11	抑止アンカー工(グラウンドアンカー)		削孔時	定着地盤			回	
			削孔完了時	削孔深さ、せん孔方向			回	
			アンカー一体組立時	使用材料	一般:1回/10本 重点:1回/5本		回	
			グラウト注入時	フロー値、加圧力			回	
			緊張時	緊張力、定着力			回	
12	盛土工 河川、砂防、海岸		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事		回	
13	路体盛土工、路床盛土工		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事	○	1回	路床盛土工施工時に確認
14	舗装工 橋面防水工 アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 透水性舗装工 ゲースアスファルト舗装工 コンクリート舗装工 薄層カー舗装工 ブロック舗装工 路上再生工		舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、天候、気温、舗設温度	一般:1回/1工事 重点:1回/3000m ²		回	
			施工時	使用材料、使用量	1回/1工事		回	
16	現場塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事		回	
			施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事		回	
17	樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事		回	
18	植栽維持工		現場搬入時	使用材料	1回/1工事		回	
19	地下水位低下工	ウエルポイント ディープウエル	施工前	土質、地下水位、透水係数、湧水量等	1回/1工事		回	
20	光ケーブル配管工	配管工	施工前	使用材料	1回/1工事		回	
			施工時	接続状況	1回/1工事		回	
21	現場点検		工事着手前又は工事着手直後 工事中間時(工事進捗が概ね50%程度の時点を目安とする)	施工上支障となる事項や何らかの問題点はないか現場全般に渡り点検する。	2回以上/1工事 ただし、維持的工事(伐開、河床掘削・舗装補修、道路維持、植樹管理等)など比較的軽易な工事は除く。	○	2回	工事着手前、工事中同時に実施する。 なお、工事着手前の確認は「1工事測量」の確認時に同時に確認する。
22	ダム工		各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。				
23	県土整備部自社施工対象工事適正実施要領の対象工事			左記実施要領による。				
追加①								
追加②								

工事関係様式の一部改正等の概要について

令和2年12月
技術企画課

1 国交省様式への変更について

- 現行の協議書、段階確認書などの一部の工事書類の様式は県独自の様式となっており、全国的に標準で使用されている国交省様式と異なることから、受注者は発注者毎に様式を使い分ける必要が生じ、また、情報共有システムにおいても標準的な国交省様式を使用することとなっており、鳥取県様式が使用できない状況となっているため、協議書などの一部の変更可能な以下の様式を国交省様式に変更。

【国交省様式に変更する工事関係様式】

現行	改正後	概要	備考
指示・協議書	工事打合せ簿 (指示・協議・承諾・ 提出・報告・通知)	・指示書等の様式を国交省の「工事打合せ簿」の様式に統一。 ※工事に関する協議書等取扱要領を一部改正	共通仕様書 1-1-1-2-16~22
承諾・協議書			
提出・報告書			
段階確認報告書	段階確認書	・段階確認報告書等の様式を国交省の「段階確認書」の様式に統一。	共通仕様書 3-1-1-5-6
段階確認記録書			
工事工程表	工事工程表	・県工事執行規則の解説に掲載の様式を国交省様式に変更	工事請負契約書第3条1項

2 工事関係様式集の見直し ※別紙一覧表参照

- 土木施工管理ハンドブックに掲載する『各種様式集』を、「契約関係」と「施工関係」に分類し、現在様式が定められていない書類は国交省様式を追加したうえで、共通仕様書、土木施工管理基準及び監督基準の改正に合わせて各種様式集を見直し。

【共通仕様書等の改正により追加する様式】

書類名称	概要	備考
事前調査結果報告書	・建設工事における公益占用物件等の事故防止対策として、仕様書特記事項において受注者に提出を求めている様式。 ・事前調査結果報告書は、電気、ガスなどの管理者担当者と占用物件の有無の確認を行い、結果をとりまとめて工事始期日以降30日以内に提出する。 ・接触・切断等事故防止対策計画書は、事前調査結果に基づき事故防止対策等を取りまとめ、該当工種の着手日の7日前までに提出する。	共通仕様書 1-1-1-27 仕様書特記事項
接触・切断等事故防止対策計画書（施工計画時）		
施工状況把握チェックシート	・監督基準の施工状況把握の結果を記入するチェックシート。	土木工事監督基準第6条2(7)工事施工状況の把握 別紙3

【国交省に準拠した様式の追加】

《契約関係》

書類名称	概要	備考
請負代金内訳書の提出について	・提出書様式の追加※内訳書は従来どおり入札時に工事費内訳書を活用。	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書 3-1-1-2
建退共掛金収納書	・県で様式を定めていなかったため、国交省様式により様式を追加。	・共通仕様書 1-1-1-41-5
部分使用協議書・承諾書		・工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書 1-1-1-23
天災その他の不可抗力による損害の通知について		・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書 1-1-1-39-1
支給品引渡書・受領書・精算書		・工事請負契約書第15条
建設機械借用・返納書		・共通仕様書 3-1-1-4-2
現場発生品調書		・共通仕様書 1-1-1-18

《施工関係》

書類名称	概要	備考
確認・立会依頼書	・県で様式を定めていなかったため、国交省様式により様式を追加。	・共通仕様書 3-1-1-5-1
休日・夜間作業届		・共通仕様書 1-1-1-37-2
出来形管理図表・品質管理図表		・共通仕様書 1-1-1-24-8

各種様式集 契約関係書類一覧

ファイル番号	様式名	書類名称	書類作成根拠、関連通知文等	作成者	備考
契01	様式第1号(第24条関係)	入札書(第 回)	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則	受	
契02	様式第2号(第24条関係)	委任状	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則	受	
契03	別紙様式(第8条関係)	入札辞退届	鳥取県建設工事等紙入札執行要領(H19.10.22改正)	受	
契04	様式第3号(第18条関係)	見積書	鳥取県建設工事執行規則第18条	受	
契05		監督員決定(変更)通知	・工事請負契約書第9条1項 ・準監督員及び監督員補助員の配置について(H25.4.8通知)	発	
契06	様式第4号	現場代理人選任(変更)通知書	・工事請負契約書第10条2項	受	
契07	様式第5号	主任技術者等選任(変更)通知書	・工事請負契約書第10条6項	受	
契08	様式第9号	追加技術者選任(変更)通知書	・鳥取県建設工事執行規則第72条の3	受	
契09(国)		請負代金内訳書の提出について	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2	受	様式追加 国交省様式
契10(国)		工事工程表	工事請負契約書第3条1項	受	様式変更 国交省様式
契11(国)		変更工程表	工事請負契約書第3条1項	受	様式変更 国交省様式
契12(国)		建退共掛金収納書	・建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚契発第22号) ・共通仕様書1-1-1-41-5	受	様式追加 国交省様式
契13~17	参考書式	(工事支払、前金払、部分払、指定部分払、中間前払)請求書	・工事請負契約書第34条1・3項、37条1項、37条5項、32条1項 ・建設工事及び委託業務の支払事務に関する書式例について(H27.2.10通知)	受	
契18	様式1	中間前金払認定請求書	・工事請負契約書第34条3項 ・中間前金払制度実施要領(H13.4.1~)	受	
契19	様式3	中間前金払認定書	・工事請負契約書第34条4項 ・中間前金払制度実施要領(H13.4.1~)	受	
契20(国)		部分使用協議書・承諾書	・工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書1-1-1-23	受・発	様式追加 国交省様式
契21	様式第6号	工期延長願	・工事請負契約書第21条 ・共通仕様書1-1-1-16	受	
契22		工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について	・工事請負契約書第25条 ・賞金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(H26.3.4通知)	受・発	
契23(国)		天災その他の不可抗力による損害の通知について	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	受	様式追加 国交省様式
契24(国)		天災その他の不可抗力による損害の通知について(被災内訳)	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	受	様式追加 国交省様式
契25(国)		天災その他の不可抗力による損害の認定について	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	発	様式追加 国交省様式
契26(国)		天災その他の不可抗力による損害額の協議について	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	受	様式追加 国交省様式
契27(国)		天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	発	様式追加 国交省様式
契28(国)		天災その他の不可抗力による損害額の請求	・工事請負契約書第29条 ・共通仕様書1-1-1-39-1	受	様式追加 国交省様式
契29(国)		支給品引渡書	工事請負契約書第15条1項	発	様式追加 国交省様式
契30(国)		支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	受	様式追加 国交省様式
契31(国)		支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	受	様式追加 国交省様式
契32(国)		建設機械使用実績報告書※発注者からの貸与機械	共通仕様書3-1-1-4-2	受	様式追加 国交省様式
契33(国)		建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	受	様式追加 国交省様式
契34(国)		現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	受	様式追加 国交省様式
契35		建設工事執行状況報告書	低価格落札工事における下請発注の適正化(H18.2.21通知)	受	
契36	様式第7号	工事完成(修補完了)通知書	・工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1	受	
契37		工事出来形部分確認通知書	工事請負契約書第37条	発	
契38	様式第8号	工事出来形部分等確認願	工事請負契約書第37条	受	

各種様式集 施工関係書類一覧

ファイル番号	様式名	書類名称	書類作成根拠、関連通知文等	作成者	備考
施01		再生資源利用計画書(実施書) -建設資材搬入工事用-	・共通仕様書1-1-1-19-4 ・鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(R2.3.18一部改正)	受	
施02		再生資源利用促進計画書(実施書) -建設副産物搬出工事用-	・共通仕様書1-1-1-19-5 ・鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(R2.3.18一部改正)	受	
施03	別紙4	建設廃棄物処理計画書	鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(R2.3.18一部改正)	受	
施04	様式1	分別解体等説明書	・建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14.5.28通知) ・建設リサイクル法の手引き(R1.7.25一部改正)	受	
施04	様式2	通知書	・建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14.5.28通知) ・建設リサイクル法の手引き(R1.7.25一部改正)	発	
施04	様式3	再資源化等報告書	・建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14.5.28通知) ・建設リサイクル法の手引き(R1.7.25一部改正)	受	
施05	別表3	分別解体等の計画等	・建設リサイクル法に基づく公共工事の執行(H14.5.28通知) ・建設リサイクル法の手引き(R1.7.25一部改正)	受	
施06(国)		事前調査結果報告書	・共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	受	様式追加 国交省様式
施07(国)		接触・切断等事故防止対策計画書(施工計画時)	・共通仕様書1-1-1-27 ・共通仕様書特記事項1-1-1-27追	受	様式追加 国交省様式
施08		施工体制台帳	・共通仕様書1-1-1-10-2 ・平成27年度以降の本県発注工事に係る施工体制台帳等の様式について(H27.3.10通知)	受	
施09		再下請通知書	・共通仕様書1-1-1-10-2 ・平成27年度以降の本県発注工事に係る施工体制台帳等の様式について(H27.3.10通知)	受	
施10		【施工体系図】 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	・共通仕様書1-1-1-10-2 ・平成27年度以降の本県発注工事に係る施工体制台帳等の様式について(H27.3.10通知)	受	
施11	様式第1号	保険未加入者選定報告書	鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(H29.3.23改正)	受	
施12	様式第2号	下請契約遵守事項報告書	鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(H29.3.23改正)	受	
施13(国)		工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知)	共通仕様書1-1-1-2-16~22	受・発	様式変更 国交省様式
施14	様式1	工事材料使用届	工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて(H24.1.16通知)	受	
施15	様式2	使用材料一覧表(届分)	工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて(H24.1.16通知)	受	
施16	様式3	工事材料使用承諾願	工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて(H24.1.16通知)	受	
施17	様式4	使用材料一覧表(承諾分)	工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて(H24.1.16通知)	受	
施18	様式1	アスファルト混合物使用願	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施18	様式3	アスファルト混合物使用届	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施18	様式4	アスファルト混合物報告書	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施18	様式5	アスファルト混合物使用承諾願	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施18	様式6	アスファルト混合物使用資材報告書	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施18	様式7	再生骨材試験結果一覧表	アスファルト混合物の使用に係る取扱いについて(H23.12.27改正通知)	受	
施19(国)		段階確認書	共通仕様書3-1-1-5-6	受	様式変更 国交省様式
施20		施工状況把握チェックシート	鳥取県県土整備部土木工事監督基準	発	様式追加

各種様式集 施工関係書類一覧

ファイル番号	様式名	書類名称	書類作成根拠、関連通知文等	作成者	備考
施21(国)		確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-5-1	受	様式追加 国交省様式
施22(国)		休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	受	様式追加 国交省様式
施23	様式1	事故等・緊急情報記録メモ(第 報)	建設工事事故発生時の報告について(H25.1.18通知)	発	
施24	様式2	工事中の事故報告書	建設工事事故発生時の報告について(H25.1.18通知)	発	
施25		工事履行報告書	・工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-25	受	
施26(国)		出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	受	様式追加 国交省様式
施27(国)		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	受	様式追加 国交省様式
施28	様式土3-10	工事特性等実施状況表	共通仕様書3-1-1-13 工事成績評定要領の一部改正(R1.12.9改正通知)	受	
施29		自社施工体制(変更)通知書	県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(R2.4.1改正)	受	
施29		自社施工状況確認表	県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(R2.4.1改正)	発	
施30	様式第1号	改善計画書(指示書用)	県土整備部建設工事改善指示書発出要領(H30.12.3通知)	受	
施31	様式第2号	工事に関する改善指示書	県土整備部建設工事改善指示書発出要領(H30.12.3通知)	発	
施32	様式第3号	改善計画書	県土整備部建設工事改善指示書発出要領(H30.12.3通知)	受	
施33	様式第4号	改善指示書報告書	県土整備部建設工事改善指示書発出要領(H30.12.3通知)	発	
施参考1		工事日誌(工事週報)		受	
施参考2		安全日誌		受	

